

一六一八世紀における荒政と地主佃戸關係

森 正 夫

目 次

はじめに

一 全般的な社會矛盾の激化と「救荒論」

二 「田主・佃戸論」の登場

三 王朝國家の救荒政策・制度と地主・佃戸關係

a. 一七世紀に至る明朝の場合

b. 一八世紀に至る清朝の場合

むすびにかえて

はじめに

一〇世紀以降、水稻作農業を基盤に、中國でもっとも高い生産力が維持されてきた長江下流のデルタ地帯は、しばしば水害、旱害、虫害、風害などの災害を経験してきた。生産力の擔い手である直接生産者農民は、常にこれらの災害と闘いながら、生産労働を行ってきたのである。一六世紀の前半から一七世紀の前半にかけて、明末の一〇〇年餘において、これらの災害の頻度は高い。災害についての詳細な記録を遺している崇禎吳縣志・卷一一・祥異によれば、嘉靖元年

(一五三二)から崇禎一五年(一六四二)にかけての二一二年間に、蘇州府下吳縣ではおよそ五九回の災害が起こっている。この中には、水、旱、虫、風害があつても收穫が保持できた年、その年にこれらの災害がなくても、前年の災害の結果として饑饉が起こった年が各若干ずつ含まれるが、約二年に一回の高い頻度を示している。一七世紀の湖州府歸安縣、嘉興府桐鄉縣の地主經營の記録である張履祥・「補農書」の多角的な分析を行なった陳恒力は、「明末は水旱の災害がもっとも頻繁でもっとも深刻であつた時代」だとし、そのことは「明代の水利が不備であつたことをあますところなく暴露している」と述べている。この指摘は確かに正しいが。しかし一七世紀の四〇年代以降十八世紀にかけての清朝支配下においても、このデルタ地帯、江南地方では災害が決して大幅に減少したわけではない。たとえば乾隆青浦縣志・卷五八・祥異によれば、松江府下青浦縣では、順治元年(一六四四)から乾隆五二年(一七八八)に至る一四五年間に計五三回、約二・七年に一回の割合で災害が続いている。

災害は、直接生産者農民の再生産の循環にひずみを與え、とくに大きいものはこの循環を破壊する。松江府の人陳繼儒は、萬曆一六年(一五八八)四月からの旱魃に續いて五月初から起こつた大水害當時のものと推定される「上王相公救荒書」の中で次のように述べる。

京師財賦、仰給東南、蘇松小民、全仗耕織、如使旱潦節調、風雨時適、則百姓猶得偷其耒耜桔槔(農耕・灌溉)之暇、以從事于絲枲杼軸(紡織)之間、今水變如此、舉家之中、非出畝田水、則守築河堤、赤足垢體、惟恐不及、尚有餘暇及紡績乎、紡績無暇、尙安從易薪米乎、薪米無所能出、坐而得死乎、死期將至、弱者不爲丐、強者不爲盜乎(晩香室小品・卷三三)

松江府の直接生産者農民が農業と棉紡織業を兼營して再生産をかううじて維持していたことは周知の事實であるが、災害はそのしくみにこのような打撃を與えたのである。同じ萬曆一六年の水害時に松江府上海縣では、「人大いに飢ゆ。斗米銀二錢、斗麥亦た一錢なり。人糟糠を啗い、芰餅を屑いて粥を作り、繼ぐに草根木葉を以てす」という悲惨な狀況が

見られた。崇禎三年（一六三〇）春、飢饉の下にあった嘉興府嘉善縣の例では、農民たちは、「郷民貧しき者、荳渣酒糟を買って食し、雜うるに草根を以てして命を度す。又布賤く花貴く、従つて生活する無し」といわれるごとく、さけかすやまめかすすら貨幣で購買しなければならなかったのであり、またかりに棉紡織を續けようとしても「布賤く花貴し」という相場のもたらす困難に遭遇したのである。この時期に中國史上始めての顯著な發展をしつつあった商品交換關係が災害の結果をいっそう悲惨なものとしたのである。

しかしながら、被災した江南の直接生産者農民に打撃を與える深部の契機は、當時の地主佃戸制を中心とする生産關係そのものの中にあつたと考えられる。

明末清初、一七世紀を生きた顧炎武が「日知錄」・卷一〇・蘇松二府田賦之重において、「吳中之民、田を有する者什の一、人の爲に佃作する者十の九」という地主佃戸制の普遍化をわざわざ指摘したのは、この地方に一三世紀以降廣汎に設置されてきた官田の崩壊後、多數の農民が、佃戸として、地主的土地所有の下で高率の私租の搾取に苦しみ、「今日租を完めて明日貸すことを乞う者有るに至る」という現狀に置かれていたことを批判するためであつたことが想起されねばならない。「小作料がひどく高くなつてゐるので、農民は家族とともに平年作の場合はかつかつにくらしてゆけるにすぎず、不作のときにはほとんど餓死せんばかりとなり、小作料をはらうことができずに、そのため完全に地主のなすけにするはかなくなる」。一九世紀ドイツの小作農民に關するエンゲルスの指摘のように、高率の私租の搾取被搾取を主體とする地主佃戸間の矛盾が平時に蓄積されていればいるほど、被災時には、佃戸たる直接生産者農民の生活と生産、彼らと彼らの家族の再生産は困難となり、地主佃戸間の闘争は激化し、地主的土地所有の實現が困難となるばかりか、王朝國家の支配體制も危機に陥入る。他方、先の顧炎武すら、地主たる「富者」と佃戸たる「貧者」の共存を容認し、私租そのものについても、國家の手でその上限を八斗と定めることを條件にその搾取を承認していたことも見逃がされてはならない。彼と同時代のすべての郷紳・士大夫にとって、地主佃戸關係によって實現される地主的土地所有はまさに基本的な富

の源泉であり、生活の不可缺の基盤であった。これらの事情から、現職の官僚として生活の大半を送ると送らざるとにかかわらず、一六世紀半ば頃から一七世紀の前半期にかけて、明末のこのデルタ地帯、いわゆる江南地方における郷紳・士大夫たちの書簡や政策論の中には、「救荒論」とでも稱すべき災害時の救済に關するものが少なからずあらわれ、そこには地主佃戸關係についての叙述がしばしば含まれるのである。

一六世紀半ば頃から一七世紀の前半にかけて、彼ら明末の郷紳・士大夫が懸命に維持しようとした明王朝は、一六四四年崩壊するが、專制國家の支配體制自體は清朝によって持續させられる。そして一八世紀に入ると、一〇世紀以降かつて見なかったような、整備され體系化された、王朝自體の救荒制度乃至政策、いわゆる荒政に關する記録が、その實務の擔當者たちによって遺されるようになる。これらの記録の中に地主佃戸關係についての叙述が重要な位置を占めていることは特徴的な現象である。

本稿では、これらの素材の整理を通じて、同じ歴史的時期と地域を對象として、北村敬直、古島和雄、小山正明、陳恒力らによって追求されてきた地主佃戸關係の性格を改めて検討するための準備作業を行なうとともに、從來筆者が追求してきた、一四世紀後半以降の江南における、專制國家權力と土地所有、直接生産者農民、及び地主佃戸關係との關連^⑥についても總括する手がかりを得たいと思う。

一 全般的な社會矛盾の激化と「救荒論」

一六世紀の半ば頃から一七世紀の前半にかけて行なわれた明末における江南の郷紳・士大夫たちの「救荒論」には、當時の全般的な社會矛盾の激化が顯著に反映されている。

たとえば、萬曆二十一年（一五九三）、吏部右侍郎の時、官を免ぜられ、家居すること數年で没した蘇州府下常熟縣の人趙用賢の、災害救済にかんする數多い書簡の一つには次のようなものがある。

萬姓嗷嗷、宛轉待斃、卽今貧弱半散四方、而稍具牙角者、又恣睢竊伏、漸成探攫之風、若復蠲除之令不下、徵求之額如故、恐魚鼈之民、一旦或挺而爲潢池之弄、將來禍變、必有不止于凶歉而已（松石齋集・卷二四・上兵備徐公救荒書）

單に「稍や牙角を見えし者」のみではなく、「魚鼈之民」民衆一般がともに叛亂する可能性を彼は感じとっている。今一つの書簡にもいう。

賢自罷歸六年、所見日以益甚、今日白日攫金、盜及雞犬、城中閭閻之中、探囊發積、無夜不警、春中一聞浙省悍卒之變、驍警之徒、輒擬纓鋤自奮、稍罷弱者、反希望於一訐、以解徵求之苦、盛世氣象、恐不如此（同上・卷二四・復申相公）

浙江での軍隊の叛亂の情報が一たび傳わると、「驍く驚れるの徒」が纓鋤をもつて起ち上り、それだけでなく、「稍や罷弱なる者」も希望を叛亂にかけ、諸收奪の苦しみを解こうとする。趙用賢は、民衆のひとつひとつの動向の中に、王朝打倒の大反亂の發生をいちはやく豫想して、災害後の階級矛盾の激化を憂いているのである。

嘉靖三十七年（一五五八）に生まれ、崇禎十二年（一六三九）に八一才で没した松江府華亭縣の人陳繼儒は、一六世紀後半以來の士大夫の「救荒論」と當地に關係する地方官の災害救済政策を、自己の編纂した崇禎松江府志（崇禎三年—一六三〇—完成）の第三卷全部、計七四葉の「荒政」に収録した。そして彼は自からも諸々の「救荒論」を集約するような見解、「賑荒諸議」を掲載している。その一つ、ある水災の年に書かれた「禁亂」において、彼はいう。

自古水旱必相仍、兵荒必相繼、卽極世太平之世、且不能免、而況以好奢之世界、當易動之物情、可不爲寒心哉、……古來亂民、常挾飢民而起、如王仙芝・黃巢之類、不能枚舉、必須當路者、先服飢民之心、攝亂民之膽、而後可以永保於無事、……蓋救災恤患之中、專寓防微杜漸之意、飢民必救、亂民必斬、舍此八字、別無荒政矣、

華亭縣の農村部に永住して、一六世紀の半ば以降、江南で連年うちつづいた災害の渦中にあり、農民が生産と生活に苦しむ状況を多くの文章でつぶさに描いている陳繼儒も、農民はじめ民衆の中から災害を機會に起こってくる叛亂が、「好

奢の世界」・「動き易きの物情」の中では王朝の轉覆をもたらすに至ることを豫感し、恐怖した。

しかしながら、陳のことばにも暗示されていたように、郷紳・士大夫は、單に災害自體のもたらす状況の中にのみ全般的な支配體制の危機を感じていたのではない。一七世紀の初頭、萬曆三十三年（一六〇五）、九七才で死んだ松江府華亭縣の人、もとの禮部尙書陸樹聲の「救荒論」は、萬曆一七（一五八九）、三二（一六〇四）、三六（一六〇八）年の災害の記事とともに、乾隆青浦縣志・卷一一に載せられている。その一つ、水災を受けた松江府についての書簡の「上内閣書」には、次のようにいう。

東南爲財賦要區、根本重地、邇來習俗漸偷、人心愈黠、卽若稔歲、刁頑不絕、猶所在成羣、譸張幸亂、而況飢荒併迫、勢出無聊、恐生不測、過計尤深、天變每發于不虞、備尤貴于先事、

いわゆる東南、江南では、「邇來習俗が漸く偷くなり、人心は愈よ黠しく、卽若稔歲なるも刁頑は絶えず、猶お所在にて羣を成し、譸張、亂を幸う」というごとく、郷紳・士大夫にとっては、豐作の年においてすら、危機的な状況が現出していたのである。同様の状況について、陸樹聲の「上撫臺賑荒書」には、また、次のようにいう。

僕私憂過計謂、今之可慮、不獨民窮、而在民心洶洶思亂、易動難安、如往日勸賑之令一行、而劫奪之風遽起、其始以衽席乳哺之恩拊之、而猶患其難定、覩往察來、有明鑒者矣、

「今の慮るべきは獨り民の窮せるのみならずして、民心洶洶として亂を思い、動き易く安んじ難きにあり」。彼らにとっては、飢えのみによって存在するのではなく、またアメモムチも通用しないところの民衆の叛亂の空氣そのものが重大な關心事であった。

こうして激化する社會矛盾は、社會のどの部分とどの部分との矛盾であり、鬭争であつたのか。嘉興府嘉興縣出身で、萬曆二三年（一五九五）の會試合格者賀燦然の「救荒議」の一項「議禁」には次のようにいう。

浙以西、有富室狼跋而貧戶草靡者、亦多有富室株守而貧戶鴟張者、有士大夫往往漁獵其民而民率吞飲・若不爲怪者、

亦多有士大夫往往自愛羽毛而民反群噪而侮之者、彼狼跋漁獵者（富室側）所宜懲、而鴟張群噪（貧民側）所關、亂萌匪細也、……而其最可慮者、歲或小祲、輒少者數百人、多者千人、指富家巨室、以爲外府、往往群而索食、稍不與、則破垣屋、決倉廩、攘而去之、而莫敢誰何、夫損有餘補不足、天之道也、然富者恤之則可、貧者奪之則不可、而今亦稍稍見其端矣、（崇禎嘉興縣志・卷二三・藝文五）

賀燦然、矛盾を明白に富室と貧戸との對立として指摘している。この矛盾は、右の一節のようにさまざまの形態をとっている。賀は、その一方の極の富室側の非をも指摘してはいるが、亂の萌しを見せる「鴟張群噪」の貧戸側の動向に對して、より主要な關心を向け、貧戸側に矛盾激化の主因を認めようとしている。こうした狀況の中で、不作を迎えると、群をなす貧戸による富室へのデモと搶奪——米騒動が行なわれ、しかもますます擴大する様相を呈する。従つて、賀は、同じ「議禁」の中で、官から次のような指示を下すよう提唱せざるを得ない。

爾民毋得輒行群聚、毋得輒因而搶奪、毋得輒侮縮紳大夫、毋得輒望食于富家巨室、蓋恤貧民、不宥亂民、

ここには、明らかに「人民の一部が他の部分に對して行なう鬭爭、權利をもたないもの、被抑壓者、勤勞者の大衆が、特權をもったもの、抑壓者、徒食者にたいして行なう鬭爭」があり、従つて階級鬭爭としての性格をもつ矛盾が見られる。賀の指摘したこのような形態の社會矛盾を、他の例についてしばらく見よう。農村部では次のような記録が遺されている。

崇禎十三年（一六四〇）、旱蝗、米價騰湧、富家多閉糴、亂民朱和尚等、率飢民百餘人、強巨室出糴、不應則碎其家、名曰打米、各村鎮皆然、有借以修怨賀利者、一邑騷動（康熙吳江縣志・卷四三・災祥）

「富家」「巨室」の米穀販賣停止に對する抗議と攻撃は、この年、吳江縣下のすべての村鎮で行なわれた。こうした農村部での「富家巨室」への鬭爭は都市部へ波及する。陳繼儒は、「備倭議」の中で、倭寇の侵入を避けて「擔ぐに非ればば負う」ようにして、大舉、周邊の農村部から城内へ入ってくる民衆への對處策を論じるとき、かつて萬曆一六、一七（一

五八八、八九)年の水旱災に直面し、同じように城内へなだれこんだ際の彼らの行動を次のように想起している。

其流離避難入城之民、非擔則負、人衆食少、何以久存、昔十六十七年、水旱災荒之時、饑民聚集而叩富人^の門、幾釀大亂、雖一時撲滅、不肖者爭奪之心、已伏于此矣、(陳眉公先生集・卷六〇)

一方、都市部の貧民の暴動は農村に波及する。蘇州府吳縣における崇禎一三年の搶米の影響を見よう。

六日朔、城東北隅奸民聚亂、三日辰巳時、搶婁門監生姚江家、不得志、合城鼓煽、巡撫都御史黃希憲諭府縣示禁、不悛、獬奔豕突、至十五日、復聚搶舉人章象鼎家、隨分路擄掠米肆麪舖、猖狂愈甚、木瀆光福等村鎮、洞庭〔東西〕兩山、效尤蠢動、(崇禎吳縣志・卷一一・祥異)

この記事は吳縣志の編者でこの暴動の鎮壓に當った知縣牛若麟の立場を反映して「奸民」への憎惡に満ちた表現で書かれているが、半月のうちに周邊の農村部へ擴がったこの搶米暴動の大きさは明らかである。このような事例は、決して一地區の特殊的、個別的なものではない。陳繼儒もまた、松江府における民衆の暴動が、周邊に擴大していく當時の一般的な過程を、萬曆四十七年から天啓元年(一六一九~二一)の頃知府陶鴻儒宛に出した書簡で示している。

目前百物踊貴、而米尤甚、大約禁搶第一、平價次之、蓋此曹膽不可使大、手不可使滑、若始則搶店家、繼則及戶、又繼則及縉紳、末流之漸、必至于此、此起榜帖街衢、克期聚衆、衆之所聚、勢難禁遏、遠近効尤、遂指以爲輿情、爲公憤、而實二三橫民、爲之首倡耳、衆年董事、良可寒心、伏乞大張告示、專禁搶奪、則人情不至張皇、此近憂、亦遠慮也、(晚香堂小品・卷二三・復陶太守救荒書)

「二、三の橫民」のよびかけのみが契機であつたとしても、それが必らず最終的な攻撃の目標を必らず縉紳に置くところの「輿情」と「公憤」をつくりだし、この「輿情」と「公憤」が周邊の農村部、都市部に大きな影響を與えていく狀況が存在していたのである。

貧戸・亂民・饑民・橫民・奸民對富室・富家巨室・縉紳大夫という矛盾・對立關係の激化は、こうして一六世紀の半ば

から一七世紀の前半期の嘉興府、蘇州府、松江府において、いずれも何らかの形で農村部と関連しながら、普遍的に存在していたのであるが、この矛盾・對立關係は、單なる富者一般と貧民一般のそれではなかった。この矛盾・對立關係は、當時のもっとも基本的な生産關係と深い關連をもっていた、と考えられる。郷紳・士大夫はこの關連を熟知していた。たとえば、先に引用した陸樹聲の「上撫臺賑荒書」にはつづけて次のようにいう。

今當歲事漸闌、徵收在邇、爲業主者、當念佃戶作勞之苦、爲佃戶者、當知業主徭賦之難、互相體卹、則彼此皆安、蓋業主佃戶、皆赤子也、斟酌利弊、處置得中、消奸頑闖覬之端、收地方安定之效、非台臺、誰望哉、
「洵洵として亂を思い、動じ易く安んじ難い」民心の中で、「奸頑闖覬之端を消し、地方安定の效を收める」ために、まず、業主佃戶間の對立を緩和することが主張されていることは注目すべきである。

陸樹聲と同じく松江府華亭縣の人で、嘉靖二十一年（一五四二）から内閣に入り、同四一年（一五六二）から隆慶二年（一五六八）にかけて首席大學士をつとめた徐階は、當地方において廣大な土地を有する典型的な郷紳であつた。彼の「救荒」にかんするいくつかの書簡の中で、隆慶元年から五年（一五六七～七二）の間に、松江府知府衷貞吉宛に出された「與衷洪溪郡侯書」は、「貧戶」と「富室」との對立關係の基底にあるところの生産關係について興味ある内容を含む。

適見按院所行告示、其爲民之心、本極懇切、但今奸民所以未敢肆者、懼搶奪之罪耳、使搶奪無罪而激變有刑、則奸民乘之、妄作以富家存留自食之米、概指爲餘剩、強迫稱代、盡其有而去、富者將何以自存、夫富者獨非民乎、且奸民今日貸於甲、明日貸於乙、既罄富者之有、貧弱之民、乃更無所於貸、則無乃利奸惡而斃善良乎、敝鄉貧民、皆佃種富民之田、如令富民毋計利吝施、各自貸其租戶、苟非租戶、不得妄指稱貸、違者各坐以罪、其中人自有田房者、理當自食、不得亦稱貧民往貸于富家、至於貧難生員・及一種不耕游手之民、則着落地方、報名於官、另爲處給、如此庶卹貧安富、一舉兩得、而亂可弭也、（崇禎松江府志・卷一三・荒政）

「奸民」の「富家」に對する搶奪、「亂」の發生を未然に防ぐためには、「富民」が「各自、其の租戶に貸す」ことが

基本的に必要なことだという提言である。彼にとって最も恐るべき暴動の主體となる「貧民」は「皆、富民の田を佃種」していることがここでは指摘されているのであり、彼の階級的危機感が地主佃戸間の矛盾にもとづくものであったことが示されているのである。

嘉興府における一七世紀初期の「富室」「貧民」間の矛盾の激化を指摘した賀燦然は、先に引用した「救荒議」の中で、貧民側の「亂萌、細に匪ざる」ことを指摘したあと、次のように述べている。

然非自今始也、先一世祿之、胄貧冒侵民、而當事者督過之、冀一快細民之憤、而遂破其家、而比後狡猾之民、率指爲口實、於是僦居者不償直、佃種者不輸課、卽縉紳之家、聲勢不甚烜赫、輒張目詆曰、某某已若是、而況若也、蓋民俗之漓、非朝夕之故矣、（「救荒議」前掲）

横暴な一郷紳の態度に憤激した「細民」がその家を破滅させて以来、これを「口實」とする「狡猾の民」の行動によって、「縉紳之家」の權威すらも下落したことが述べられている。注目すべきは、「縉紳之家」をはじめとする「富室」側の權威に打撃を与えている「貧民」「細民」の行動が、「居を僦^{いゑ}りる者は直を償^かわず、佃種する者は課を諭^かせず」と要約されていることである。すなわち「富室」「縉紳之家」と「貧民」「細民」との對立の基本的内容として、「屋主^{やぬし}」と「賃戸^{たなこ}」との對立とともに「田主」と「佃戸」との對立があげられていることである。

このようにして、郷紳・士大夫の「救荒論」においては、一六世紀の半ばから一七世紀の前半にかけて激化した「富室」と「貧民」との對立關係が、地主と佃戸との對立關係、當時の基本的な生産關係としての地主佃戸關係と密接に連關していることが明らかとなる。

ところで、周知のように、この時期の地方志には、個別的な地主に對する個別的な抗租を越えるところの、集團としての地主に對する集團としての佃戸の抗租暴動にかんする記録が現われる。蘇州府下太倉州における崇禎四年（一六三二）の抗租は、乾隆鎮洋縣（舊太倉州）志に次のように記録されている。

崇禎四年七月、大風、穀秕、木棉壞、四鄉姦佃、謀盡匿租、中夜呼應、燒田主房廬、多盡乃息、（卷一四・雜綴類・祥災）

大風による農作物の被害を契機にして、「四郷の姦佃」が共同謀議して小作料納入を拒否したのである。同じ蘇州府下吳縣における崇禎十一年（一六三八）の抗租は、この秋の旱害と蟲害を契機として太湖周邊の廣汎な地域にわたって起り、吳縣城内の焼打ちすら試みられた。崇禎吳縣志にはいう。

十月、横金奸惡唐左耕・王四・李南洲・查賢・韓佛寺等、借蝗災爲繇、訛言倡衆、糾合沿湖三十餘村、刑牲誓神、村推一長、籍羅姓名、約佃農、勿得輸租業主、業主有徵索、必沉其舟、斃其人、愚民煽惑、操戈執械、鳴金伐鼓、聚及千衆、焚廬劫資、知縣牛若麟、計圖方略、李南洲適赴縣偵探、亟擒下獄、其黨復約千人、束薪負背、持挺入城、託言告災、意實叵測、若麟（知縣牛若麟）一面榜諭脅從、聽其自新、一面獲左耕等五人、解柙軍門正法、事遂息、（卷一

一・祥異

ここに記録された抗租は、個々の佃戸の個々の地主に對する抗租の粹を越えたものであり、太湖周邊三十餘村の佃戸が團結し、三十餘村に土地をもつすべての地主に對して行なった闘争であつて、同地方における地主的土地所有の實現に大きな脅威を與えたのである。このような集團的な抗租は、一六世紀の半ば頃から一七世紀の前半期にかけて、江南の郷紳・士大夫の「救荒論」の問題意識を規定してきた、全般的な社會矛盾の激化、「富室」と「貧戸」との對立の普遍化、その對立の中核としての地主佃戸間の矛盾の顯在化の中で、出現したものである。従つて、このような集團的な抗租は、當面する時期の階級矛盾・階級闘争の展開の方向を指示するものと考えられる。郷紳・士大夫の「救荒論」はこの方向の嚴しい認識の上に立つて生み出されたものであり、また「救荒論」を通じて、當面する時期の階級矛盾、とくに基本的な矛盾としての地主佃戸關係の特徴が明らかにされうるのである。

二 「田主賑佃戸論」の登場

「田主賑佃戸論」は、當面する時期における江南の郷紳・士大夫の「救荒論」に特徴的な救済方式にかんする提案であり、個別的地主による個別的佃戸の救済を説く主張である。そのもっとも典型的なものは、陳繼儒の「救荒諸議」一二項目の最後に置かれた「田主、佃戸を賑す」であろう。主として地方官のとるべき政策を論じた他の大多數の項目の中で、この「田主、佃戸を賑す」は、陳繼儒自身が各地の「田主」へ直接に呼びかける形式をとっている。

查得華亭田一百九十五萬畝、若田主各自接救佃戸、種田一畝者、付米二升、種田十畝者、付米二斗、共計三萬九千、即省出官米三萬九千石矣、即使官賑、有如此之直捷乎、即使官糶、有如此之均勻乎、人自爲給、無強梁擠軋之弊、家自爲賑、無游手冒名之弊、平時借作工本米、凶年借作性命米、工本米、至冬月補償、性命米、至豐月補償、各立券爲準、不還者、告官追究、此官府不賑之中、而民間暗寓賑濟之法、……且賑飢之事、官府既不能遍及鄉村、又不能確定災傷之重輕與飢戸之眞僞、惟田主與租戸、痛癢相關、情形又實、凡田之果荒與否、家之果貧與否、不待踏勘而彼此灼然、莫可掩飾者、今能照依前議、既報其平日胼手胝足之勞、又救其目前逃亡餓殍之苦、此安插佃戸第一義、而當事者又且賑之、以濟其窮、庶不立稿矣、（崇禎松江府志・卷二三・荒政）

「平常の勞苦に報い、飢餓逃亡の苦しみを救うことが、佃戸を落ちつかせる第一の方法である」という陳繼儒のことばは、いうまでもなく、彼が彼のいうところの田主＝地主の立場にあることを示す。災害時において飢餓状態にある直接生産者農民＝佃戸の「救済」は即佃戸の「救済」としてとらえられているが、このことは當時の現實の反映であると同時に彼の立場の反映でもあった。彼は、田主と佃戸との關係は、本源的に「痛癢相關」的なもの、すなわち「痛いも癢いも相い關わる」という性質をもつべきものであり、保護と依存の關係をもつべきものであるとする。毎年春の端境期・麥熟前の水稻耕作開始期には、田主は佃戸に、來るべき冬の時點での返済を條件に「工本米」を貸與し、凶作の年には、收穫

のあった時點での返済を條件に「性命米」を貸與すべきであり、その額は毎畝二升とする、というのが陳繼儒の主張である。彼は、こうした個別的な地主による個別的な佃戸の「救済」、個別的な地主佃戸關係を通じて行なわれる救済方式が、もつとも現實的で有効であることを強調するのである。

陳繼儒は、「田主、佃戸を賑す」の項の結びで、「仁人首倡して、轉相勸諭し、城繇りして鎮、鎮繇りして郷、吳繇りして越、吳越よりして之を他方被荒の處に推さしめよ、豈根本簡便の良法に非ずや」と述べ、「田主賑佃戸」方式が郷里の城鎮を手始めに、廣く江南から全國の各地で行われるべきことを提唱している。事實、この方式は、決して陳繼儒のみが恣意的に論じたものではなかった。後にふれる嘉興府嘉善縣の郷紳陳龍正も、陳繼儒の「救荒諸議」が收録された崇禎松江府志の刊行後ほど遠くない崇禎十三年（一六四〇）に自ら行なった「救荒」の記録の中で、次のように述べている。

蓋凶歲小民粒食之難如此、於此議者復有捐升半以備賑・留一斗以隨時・屋主救貧戶・田主救佃戶之說、已而秋成在望、困氓漸有起色、議具而未行、（『幾亭全書』・卷二五・政書・鄉籌・庚辰平糶記）

「田主救佃戶之說」は、「屋主救貧戶之說」とともに、松江府に隣接する嘉興府においても提唱されていたのである。蘇州府の郷紳・士大夫にも、これらと軌を一にする主張がある。趙用賢が萬曆一六年から一八年（一五八八～九〇）の間に、首相申時行に宛てた書簡、「上申相公」もその一つである。彼は高米價に示された郷里の異常な災害による餓死者を「救済」するためのいくつかの問題點を指摘する中で、次のように述べる。

又近來當道諸司、一遇歉歲、率出示、不許還租債、以故厚積之家、遂不敢出貸於人、不知姦民無賴・不償逋者、不過百中之四五人、而小民一歲中所假貸於業戶者、常三四次、今因懲不償者、而槩使貧戶無所乞暇、以故今歲鄉民餓死者之多、至於累千百也、（地方官が地主に對して租米と負債の強制取立てを禁止するため厚積の家々地主は佃戸側の不拂いを恐れて貸出しを停止する。結果として地主は不拂い者への「懲しめ」をすることになるが、そのことは同時に一般の貧戸＝佃戸の借米の請求をも拒絶することを意味する）

趙用賢はここまでの叙述では、地方官の施行する債務・貸借關係の停止令、租米の強制取立て禁止令を批判しているのであるが、彼はつづいて、彼の構想するところの、本源的な、あるべき地主佃戸關係の性格を活かして、目前の貧戸佃戸の餓死を防ぐことを主張する。

然今歲償逋、則有不容不爲限制者、蓋三四月中、小民借米、率券書價每石銀二兩、若至秋成後、米價最高、亦不能過五六錢、是以三四石、償一石也、歲卽大稔、亦何能出此數、小民方幸一日之飽、而死亡又隨其後、故莫若皆還以米、而少高其息、庶爲兩便、然又有眞貸銀、而乘此欲槩償以米者、又非通方之說、必有阻撓之者至矣、要在業主佃戸間、一辨之無不可行矣、誠得老師便書、致周撫臺、於秋成後、得以此言布告各屬邑、及詳行出曉諭、慰安民心、如此雖於巨室富家、少有不遂、而所全活者甚衆、（松石齋集・卷二七・上申相公）

災害異常の中で端境期を迎えて現物の米を借り、その當時の高米價に見あう額を現金で返済する契約を行なった小民佃戸たちが、米價の下落が豫想される秋にその契約を履行させられれば、彼らは一舉に大量の米石を失ない、また餓死するであろう。趙用賢は、小民佃戸がこのような打撃を蒙むことを避けるため、江南巡撫の命令によつて、若干利率をあげることを條件に、現物米穀による返済を實現させることを主張している。業主・巨室富家地主は、巨利を一氣に収めることはできないにしても、現物米穀の大量蓄積はいぜんとして可能であり、基本的にその利益が損われることにはならない。従つて、彼の小民佃戸救済案においても、地主の論理ははつきりとつらぬかれていたといえよう。ここで注目すべきことは、彼が本源的なものとして設定した地主と佃戸との關係は、「一辨の行なう可からざる無し」という性格をもつものであることである。ここで設定されている關係は、個々の地主が個々の佃戸をしつかりと掌握し、相互間の問題を兩者のみで——實質的には地主が、自由に裁量できる關係である。と同時に、この關係においては、地主への租米の納入と債務の返済という小民佃戸側の義務履行とひきかえに、業主・巨室富家側が小民佃戸の再生産を保障することが要請されており、この點で陳繼儒のいう「痛癢相關」の關係に近い。

趙用賢と同じく蘇州府長洲縣の人で、吏部右侍郎兼翰林院侍讀學士を勤め、萬曆三〇年（一六〇二）に死んだ徐顯卿も共通した見解を示している。萬曆一三〇一六年（一五八五／八八）頃の彼の書簡、「與李兵道論救荒書」で、彼は、「殷實之家、舉監生員或いは士夫」が、それぞれの家に隣り合う饑民を救済する方式に言及し、續いて次のような提言をしている。

甚有鄉間富戶、田連阡陌、合一二里饑饉之民、民其佃戶、豈容坐視他人出米以救其佃戶乎、（皇明經世文編・卷三九六）

この提言においても、地主と佃戸との関係は、本來的なものとしては、主人とその佃戸という関係であり、第三者の介入を許さない、個々の地主と個々の佃戸との、完結した、個別的な関係として設定されているのである。

それではこのような内容をもった「田主賑佃戸論」は、一六世紀半ば頃から一七世紀前半期の階級矛盾、階級闘争とどのようにかかわっているのだろうか。

陳繼儒の居住した松江府において、彼の提唱に先立って行なわれていた一連の「田主賑佃戸論」に即して問題を考察してみよう。一で引用したように、一六、一七世紀交代期における陸樹聲の書簡、「上撫臺賑荒書」では、まさしく「業主と佃戸」との「互相體恤」の提案が行なわれていた。この提案が、「洵洵として亂を思い、動じ易く安んじ難き」民心の安定のために行なわれたことは、すでに述べたとおりである。また、同じく一で見てきたように、一六世紀の六、七〇年代に出された徐階の書簡、「與袁洪溪郡侯書」でも、「貧民」を「租戸」＝佃戸としてとらえ、「富民が各自其の租戸に貸す」措置をとらせることが強く地方官に求められていた。これも、「奸民」の暴動をあらかじめ抑壓し、「貧民」の亂を治めるための提案であった。かくして、「田主賑佃戸論」、個別的な地主による個別的な佃戸の救済方式は、地主佃戸間の矛盾・闘争の激化と對應しているのであるが、このことをより卒直に述べたものに、徐階の書簡「復呂沃洲」がある。この書簡は、江南の旱災についての知らせを彼にもたらした巡按〔南〕直隸監察御史呂光洵に對する彼の返信であり、嘉靖二四〇六年（一五四五／七）當時のものである。徐階はこの書簡で、災害救済についての三つの案を提出している。その第

二案「與官糶」は、災害地の行政當局が保有している銀によって、米價の低い地方の米を購入し、災害地で減價販賣を行なうというものであり、このことによって災害時に租米收入の減少する「巨室」||地主の負擔による米の減價販賣の肩代りをさせることを目的としたもので、ここですでに徐階の收租者としての立場が示されている。第三案の「使民自相恤」は、民間における「大家」||地主と佃戸との相互救済の必要性を強調したものであり、第二案とともに、直接地主佃戸關係にかかわる提案である。

三曰、使民自相恤、蓋松之俗、大家有田而不能耕、必以屬佃戸、佃戸欲耕而不足於食、必以仰大家、其情與勢、不啻主僕之相資・父兄子弟之相養、故大家於佃戸雖或不能無虐、而不敢甚虐者、懼莫爲之耕也、佃戸於大家雖不能無負、而不敢盡負者、懼莫爲之貸也、正德以前、民生裕而鄉無惡俗、國賦登而獄鮮繫囚、由此道也、邇年以來、有司數下討債之禁、又重之攤放之刑、(有司數^{しばしば}討債〔返債を請求することに對する〕の禁を下し、又之に攤放〔貸付けすることに對する〕の刑を重ね)於是佃戸嚮然動其不義不信之心、大家惴惴焉、懼入於有司之罟、昔之所謂相資相養者、始變爲相猜相讎、不惟債不可取償、而租亦多負矣、債不可取償、其始若止於病大家、而不知佃戸無所仰給、則不免於坐斃、租之多負、有司者、莫不欣然自詫其茹剛之政、以爲前無古人、而不知租無所入、則稅無所出、(租の負多き、有司なる者、欣然として自からその茹剛^{ちかう}の政を詫^{はと}り、以て前に古人無しとせざる無きも、知らず、租入る所無くんば稅出ずる所無きを)……爲今之計、請罷去新令、開諭大家、使各恤其佃戸、合閭閻已離之情、敦末世已澆之俗、則不必糜帑藏・煩吏卒、而民可無失所、(世經堂集・卷二)

徐階は、自からこの第三案について、他人がその眞意を理解せずに、あるいは「士夫自利の私談」とみなし、あるいは「富人を庇いて之に代つて遊説する」と見ることを豫想している。しかし、徐階の主觀的意圖がかりに「自利」や「富人」の庇護になかったとしても、この第三案も第二案と同じく收租者としての地主の立場から、旱災によって被害を受けた佃戸に對する救済方法を論じたものであることは明らかである。徐階は趙用賢と同様に、當時國家の行政官が、佃戸の

窮狀を救済するために下した、地主佃戸間の債務・貸借關係の停止令は、地主佃戸間の矛盾を激化させ、かえって圓滑な收租を不可能にし、また佃戸の生産・生活の元本の源を斷つて佃戸を死地に陥入れる結果を招くものとしてきびしく批判する。徐階は、佃戸を眞に救済するためには、地主佃戸間の對立・矛盾の激化、彼のいう「相猜相讎」的狀態に代えて、一六世紀の前半、正徳期（一五〇七—一五二一）までは確固として存在していたと彼が考えるところの舊來の地主佃戸關係を復活させ、大家地主がおのおの個別的にその佃戸を救済する方式をとらねばならない、と結論するのである。このような舊來の地主佃戸關係とは、徐階が、先の引用文に續く部分で、「古の治者」に託していうところによれば、「有無相い通じ、出入相い友たり、守望相い助け、疾病相い扶持する」というごく深い保護依存關係をもったものであり、従つて、先の引用部分に示されているように、大家地主が收租關係を結んだ佃戸を「其の佃戸」、すなわち自分の佃戸として確實に把握することのできる性質のものであった。そして、このような舊來の、彼にとって本源的な地主佃戸關係こそ、地主的土地所有を實現するための圓滑な收租を保障するものだったのである。「相資相養」的狀態とは、このような舊來の地主佃戸關係の總括的表現であつた。徐階は、彼がこの書簡を出した一六世紀の半ば頃、地主佃戸間の對立・矛盾が激化しつつあり、債務の履行拒否、租米の納入拒否の風潮が起こっている現實を彼なりに直視し、情勢のいっそうの擴大化を豫測して、これに對抗するために、舊來の地主佃戸關係の再建を構想していたのである。「田主賑佃戸論」と軌を一にする彼の「大家卹其佃戸」方式、個別的な地主による個別的な佃戸の救済方式は、彼が當時抱いていたかかる構想と不可分に結びついており、地主佃戸關係の特定の發展段階、當時の地主佃戸關係の矛盾のありかたに規定された、すぐれて階級的な「救済」方式であつた。

ところで、「田主賑佃戸論」登場の基本的契機を地主佃戸間の矛盾の激化に求めうとしても、佃戸側の債務履行拒否、租米納入拒否の盾の反面として、地主の側でも舊來の地主佃戸關係のありかたを眞向から否定する動きのあつたことは見逃されてはならない。陳繼儒の「田主、佃戸を賑す」の後半部分は次のように展開される。

況士農工商、惟農最苦、比之游手閑民及素不識姓名者、休戚萬萬也（農民の運命に對するよろこびとかなしみの想いは他のそれに比べてはるかにまざるはずだ）、田主置之度外、彼且相率而去其故居、拋棄屋廬、誰人看守、明年菜麥、誰人下種、田主勞費、豈不多於今日哉、是說也、無田者・田少者、皆欣然以爲可行、而轉展阻撓・倡言不便者、必出於多田富戶之僕輩、獨不思、田多則易於轉移、人飢又易於爲德、決不分外多求、亦決因求生事、（崇禎松江府志・卷一 三・荒政）

現實には、地主自身が、「痛癢相關」的な舊來の地主佃戸關係を破壊していくという現象が見られたのである。「多田富戶の僕輩」は、田土の集積と收租にのみ腐心して、直接生産者たる佃戸が災害の中で飢餓状態にあることを顧りみない。佃戸が自分の勞働力を再生産する道を斷たれても、地主、とくに「多田富戶」の大土地所有者はそれを放置するような狀況が生まれていたのである。陳繼儒はまた次のような指摘を行なっている。

米踊則富者閉廩、只待價昂、貧者望門、無從借貸、田主不肯出資本、以急救佃戸、佃戸亦不肯出死力、以車救田水、（晚香堂小品・卷二三・上徐中丞救荒書）

「富者」「田主」は「貧者」「佃戸」の救済措置を全く行なわないというこのような状態が、江南の水災時に陳が直視して巡撫徐民式に訴えた現實であった。萬曆三七～四二年（一六〇九～一四）のことである。舊來の地主佃戸關係は地主の側からも掘りくずされており、地主自體が地主佃戸間の矛盾を深めていたのであった。

○

それでは、今まで述べてきたような内容と性格をもつ、一六世紀半ば以降の「田主賑佃戸論」は、もはやいかなる現實的根據もない、遠い過去にのみあてはまる方式であろうか。郷紳・士大夫が机上で空想したプランにすぎないであろうか。そうではない。この時期の資料には、「田主佃戸論」の設定している舊來の「痛癢相關」的な地主佃戸關係を具體的に記録しているものがある。あの陳繼儒が萬曆四十七年から天啓元年（一六一九～二一）にかけての松江府知府陶鴻儒に送った

前引の返信には次の一節がある。

又竊計、松郡之人、郷人耕種者、居其七、經營生理者、居其三、游手無賴者、不及一分之半、若有田之家、照管佃戶、佃戶種田一畝者、借與工米五升、及冬同租還納、此皆舊例、原非創設、特以近日米貴、并工本亦不肯借、而緩急無可告、臺示曉諭、則佃戶可以藉口詣門、而田主可以委曲應付、是十分中之鄉人、已救其七分、其餘經營生理者、不難全活也（晩香堂小品・卷二三・復陶太守救荒書）

この書簡で明らかにされることは、「田主、佃戶を賑す」という主題の下に彼が論じた地主による「工本米」の貸與は、松江府における「舊例」、舊來の慣行であつて、決して陳繼儒が新たに創り出した方式ではないことである。この陳の證言から、同じく「田主、佃戶を賑す」の中で彼が主張した、災害時における地主の「性命米」の貸與も、同じく舊來の慣行であつたことが、ほぼ確實に推定されるのである。さらに、これらのことから、陳が「田主、佃戶を賑す」において、地主による佃戶救済の前提とした、あの本源的な「痛癢相關」的地主佃戶關係も、舊來現實に存在し、一六世紀の五〇年代から始まる陳の長い生涯の中で、彼自身が體驗したものであるか、あるいは近い過去のこととして見聞したものであつたと考えられるのである。

隣接の嘉興府嘉善縣の郷紳である陳龍正も、一七世紀の前半期において、かかる舊來の地主佃戶關係を具現する慣行が存在したことを記録している。「幾亭全書」・卷二五・庚午救春荒事宜、同附錄・卷一・家傳^⑧によれば、崇禎三年（一六三〇）の春の米價騰貴にもとづく饑饉に際して、陳龍正は、子の陳揆とともに、自家に蓄積されていた米數百石を用いて、彼の祖宗父母の居住地であり、墳墓の所在地であり、また親戚族黨の聚っている同縣胥山郷、すなわち縣下二〇區の中の胥五區に屬する貧戶を救済した。彼らは、この區の貧戶を、一戸一戸訪問し、貧窮の程度に應じて、極貧・次貧・又次貧の三等に分け、一人につき三〇日分の食糧を、各戸の家族數に應じて支給した。さらに「幾亭外書」に收録されたこの年の救済の記録の一つ、「救饑法十五條」の第七項「又附各區佃戶告示式」には、次のように述べられている。

常年佃戸、毎畝給借隨田米二斗、加利二分、今春米貴民饑、本家于祖居胥五一區、聊施小惠、其餘力難遍及、惟念各縣亦有本家佃戸、歷年服勞、豈忍槩遺、今將舊冬缺下糙米、扣算隨田者、至冬、每斗止加利一升、如舊租清楚、即今開倉、毎畝速給白米二斗、至冬、每斗加利二升、薄示體恤之意（幾亭外書・卷四、鄉邦利弊考）

これらの記録は、まず陳龍正が、胥五區及び他の各區にある「本家」の佃戸に對して、平常時においても、毎年、毎畝二斗・利息二割の「隨田米」を貸與していたことを明らかにしている。さらに、この年の饑饉に際しては、まず第一に、彼の家の佃戸を多く含むところの胥五區の「貧戸」に對して、三〇日分の食糧の給與による救済を行なったこと、第二に他の區に居住する彼の家の佃戸に對しては、滞納租米を「隨田米」として取扱ひ、加えて利息を一割に下げることによつてそれを棒引きし、租米の完納者に對して毎畝二斗・利息一割の「白米」の貸與を行なったこと、などが右の諸記録から明らかにされるのである。

陳龍正が嘉興府下で平年に自家の佃戸へ貸與する「隨田米」は、ちやうど陳繼儒が松江府下における舊來の慣行として指摘した「工本米」に相當する。また、陳龍正が饑饉の年に行なつた滞納租米の「隨田米」扱いや、「白米」の貸與は、陳繼儒の「性命米」にあたるものであらう。

江南の中心地域においても、舊來の地主佃戸關係のありかたを反映する慣行は、右のように、あるいは根跡をとどめ、あるいは實在して、郷紳・士大夫の「田主賑佃戸論」に一定の現實性を付與していたのである。

なお、こうした慣行は、時あたかも一六世紀における一條鞭法の施行後、應天府で土地を買得した「城中の富室」とその土地を佃種する「郷間の富戸」との關係について述べた姚汝循の「寄庄議」にも記される所である。

況富室不能自種、必業與貧民、貧民雖棄產、而實與富室共其利、收一石、則人分五斗、收十石、則人分五石、又牛力種子、出於富室、而錢糧又辦於富室、時有水旱、則富室又假貸而濟之、貧民惟出力耕耘、坐享其成焉、故曰、寄庄富室、乃貧民所依、可有而不可無也（天下郡國利病書・手稿本・江寧廬安・上元縣志）

應天府上元縣の寄生的大土地所有下の地主佃戸關係においても、陳繼儒らのいう「痛癢相關」的慣行、舊來の本源的地主佃戸間のありかたは、さらに一つの典型を見出すかのである。だが、松江府において、いわゆる「多田富戸の僕輩」がその土地を耕作する佃戸を、災害時において放置する傾向のあったことは、すでに陳繼儒が指摘しており、應天府の「城中の富室」が實際に水旱害に直面して貧民¹¹佃戸の救済に努力したかは疑問が多い。この「寄庄議」の全文は、寄生的大土地所有の正當化を露骨に主張する地主の論理によって貫かれているからである。この記事は、むしろ、地主側がその寄生的大土地所有正當化の論理を構成するためには、舊來の本源的地主佃戸關係における救済慣行を一つのモデルとしてかかげざるをえなかったものとして、理解されるべきであろう。

一七世紀における「在村手作地主層の村落における指導的地位の喪失と佃戸層の相対的な地位の上昇とをあらわす」ものと古鳥和雄が評價する¹²、嘉興府桐鄉縣の地主張履祥の手になった小作契約條件にも、次のような條項がある。

一、佃戸若係布種無資、每畝貸米二斗、秋成照數還納、白米不起息、其遇水旱用力車救、臨時酌貸（楊園先生全集・卷一九・賃耕末議）

この條項は、同じ嘉興府下嘉善縣において陳龍正の行なっていた、相対的に低利の隨田米の貸與、災害時における同じく低利の白米の貸與と類似している。陳龍正の家の佃戸と比べて、張履祥の設定したこの條項においては、佃戸は、利息が無いという點でやや有利な扱いを受けている。しかし、この條項は陳龍正の佃戸救済方式と明らかに連關しており、當時の地主佃戸間の矛盾の激化に際會した一人の地主が、舊來の慣行にもとづき、これを若干改良することによって作成した一つのモデルと見るべきであろう。あるべき規範としての右の小作契約條例全體の性格からもこのように判斷されるのである。

概括的に言えば、一六世紀半ば以降、江南の郷紳・士大夫が災害救済方式の一つとして提唱した「田主賑佃戸論」の構想・設定する、舊來の本源的地主佃戸關係とは、次のようなものである。すなわち、個々の地主が個々の佃戸を、自

家の佃戸、「其の佃戸」として、排多的に支配・掌握し、個々の佃戸の再生産過程に積極的に干與する。とくに、平年においては端境期に、災害時においてはその都度、地主が佃戸に對して米穀の貸與を比較的低利息で行なうことが、かかる再生産過程への干與の主要な内容となるのである。生産と生活において、地主が佃戸を保護し佃戸が地主に依存する度合は少くない。

以上のように、一六世紀半ば以降の郷紳・士大夫の「救荒論」、なかんずく「田主賑佃戸論」を通じて、われわれは、この時期に先立つ舊來の地主佃戸關係の特徴と、その動搖・變化を明らかにする手がかりを得るのである。

ちなみに、郷紳・士大夫は、單に「田主賑佃戸論」の提唱、舊來の地主佃戸關係の復活のよびかけのみをもって、地主的土地所有と彼らの支配の危機に對處しようとしたのではない。たとえば、蘇州府太倉州では、

崇禎十四年（一六四一）、歲大祲、官紳會議救荒策（乾隆鎮洋縣志・卷一四・雜綴類・逸事）

とあるように、郷紳・士大夫階級は、情勢への對應を、各地ごとに集合してつねに検討していたと思われる。個別的な救済方式を實踐し、自家の佃戸を自分で救済しようとした嘉興府の郷紳陳龍正も、その救済にかんする諸記録を見ると、つねに自らを郷紳・士大夫階級の一員として位置づけている。彼の主要な救済方式は、三〇〇四〇圩乃至二〇〇三〇圩かなる縣下の各區ごとに、その區出身の郷紳が區内の「大戸」「富戸」「殷戸」を指導して行なうという形態をとっており、區と圩を單位とし地縁的に郷紳・富戸を結合することの特徴としている。^⑩ここで詳論するゆとりはないが、郷紳・士大夫階級のこうした救済方式の試行は、彼らの支配と舊來の個別的な地主佃戸關係の動搖の深刻さを示すものといえよう。

三 王朝國家の救荒政策・制度と地主佃戸關係

a 一七世紀に至る明朝國家の場合

一六世紀半ば以降、明末の江南の郷紳・士大夫の「救荒論」、とくに「田主賑佃戸論」などに今一つ特徴的なことは、災

害時における國家權力の地主佃戸關係への直接的介入に對する批判である。とくに地方官の施行する、債務・貸借關係の一時停止令乃至利率減額令、私租 $\parallel$ 地代徴收の一時停止令乃至減額令を、郷紳・士大夫らは「新令」と呼んできびしく批判した。前引の徐階の「復呂沃洲」、趙用賢の「上申相公」はかかる批判の代表的なものである。蘇州府下太倉州出身の典型的な郷紳王錫爵は、一六世紀の八〇年代から一七世紀の初頭一〇年までの書簡の中で、郷里江南を襲った災害についてしばしば言及しているが、その中にも同趣旨の批判がある。萬曆一五、六年（一五八七、八八）の大水害下の郷里の士大夫からの便りにふれて、江南巡撫余立宛てに出された書簡「余樂吾巡撫」の一節は次の様である。

昨敝郷士夫書來、又言、有司近出新令、急徵官賦、而禁索私租、此亦非通論、今廟堂既不能盡折盡蠲、亦當聽田主就戸下小熟者、量收租而後可以還官、蓋田之荒稔、官府通查則難、田主自查則易、而佃戸之租、若今年無取、明年可以棄而不種、此田主切身利害、不必盡煩官法也、（王文肅公文集・卷一七）

収租者としての立場をむきだしにしたこの書簡は、一方では田主 $\parallel$ 地主から税糧の徴收を急ぎつつ、他方では田主が佃戸から私租を徴收することを禁ずるという「新令」への批判である。しかもこの書簡は、田主の切實な利害にかかわる問題として、次年度の佃戸による耕作を保障 $\parallel$ 強制するためにも、今年度の租米は必ず徴收しておかねばならない、とつけ加え、より卒直に「新令」への批判理由を述べている。耕作條件が悪いと見れば自由に地主の下を去っていく佃戸の獨立性が生まれつつあり、この趨勢に對抗するために、収租についても耕作の繼續についても、地主が隨意に自由に佃戸に指示することができるような、地主佃戸關係を、確保し安定させることが王錫爵の要求だったのである。同じ萬曆一五、六年の水災後ほど遠くない頃の「三吳」 $\parallel$ 江南の地方官の措置について、王叔杲の書簡「與楊本菴年兄」は次のような批判を行なっている。

宦家富室、雖田聯阡陌、遇歉歲、有司且令寬租恤民、業主家、無以自贍、又將何以輸公稅哉、（王介園存稿・卷一四・尺牘）

當時の江南の郷紳・士大夫からいっせいに批判されたこうした「新令」について、地方官の側からの記録を一つあげてみよう。萬曆一五年から一七年（一五八七～八九）にかけての松江府知府喻均が、萬曆一五年の大洪水に際してとった措置は、翌一六年に彼の手によってまとめられた「雲間吏牘序」に簡単に記される。

雲間土俗、貧富霄壤、有田之家一、無田之家百、蠲恤所及者、有田之家耳、是一家蒙惠、而百家鮮救也、（崇禎松江府志・卷二三・荒政）

喻均はこのような現状に直面して、煮粥（たきだし）をはじめいくつかの救済措置をとったことを、右の「序」に列記しているが、その冒頭に、「議して子錢（利子）を抑え、議して租課（私租）を減じた」ことをあげている。「無田之家」
 〓佃戸が、「有田之家」・地主に支拂うべき利子と地代とを減額する措置がとられたわけである。以上のように、一六世紀半ば以降、明朝國家は、江南地方で、災害時に地主佃戸關係に直接介入して佃戸を「救済」する措置をとろうとした。郷紳・士大夫は、これらの措置が、租米収入や利息の獲得に直接的な損失を與えるだけでなく、佃戸の租米納入・債務履行・耕作繼續の拒否を促進し、階級矛盾を激化させて彼らの基礎を脅かすことを非常に恐れた。「救荒論」についての資料に直接現象することはないものの、當時の佃戸の生産における地位と階級的な力量は、いったん地方官から租米の減額・利子の削減令が出されれば、それをただちに利用することができるほどに高まりつつあったと考えられる。であればこそ、郷紳・士大夫は、むしろ舊來の地主佃戸關係をモデルとする「田主賑佃戸」方式こそ、租米収入・利息獲得を確實に保障するだけでなく、階級矛盾の激化を抑止することができるかと主張したのである。この意味で「田主賑佃戸論」が登場する直接的な動機は、まさに地方官を通じて行なわれる國家の地主佃戸關係への直接介入に對する批判にあったといわねばならない。そして彼らのこの批判の基礎には、國家の直接介入方式に對立する「田主賑佃戸」方式のモデルとなった舊來の地主佃戸關係は、動搖・變化しながらも、全く崩壊しなかったのではない、という認識があったと考えられるのである。

それでは、災害時における地方官の佃戸救済措置をめぐって對立した、王朝國家權力と郷紳・士大夫階級とは、本質的には、どのような關係にあるだろうか。

まず、當時の明朝國家の救荒政策・制度、荒政が、土地所有の有無、「有田之家」と「無田之家」との分立を前提としていたことに注目しなければならない。すでに一四世紀後半における江南の災害時において、皇帝朱元璋自身、次のように述べている。

初朕聞水災、急令人踏、意在賑濟佃戸、有產之家罷給（御製大誥正編・妄告水災第六十三）命戸部謂有司曰、有產之家不賑、無產之家・佃戸人等、領赴京來（御製大誥三篇・陸和仲胡黨第八）

朱元璋は「有產之家」と「無產之家」・「佃戸」との分立をすでに承認していた。「大明會典」の救荒にかんする一六世紀の後半期以來の規定にも、この考え方は明らかにつらぬかれている。

萬曆十二年、議准、以後地方災傷、撫按從實勘奏、不論有田無田之民、通行議恤、如有田者、免其稅糧、無糧免者、免其丁口鹽鈔、務使貧富一體、並蒙蠲恤（萬曆大明會典・卷十七・災傷）

萬曆三十二年議准、徐淮水災、減免有田有戸之人、應納稅糧五萬石、其見在淮徐兩倉米麥、專給與無田無戸之人（同上）

ここでも「有田之民」「有田有戸之人」と「無田之民」「無田無戸人」との分立がはっきりと前提されているのである。

一六世紀半ば以降の江南についても、同様のことは檢證される。一七世紀初頭、萬曆三十六年（一六〇八）の江南の大水災において、時の江南巡撫周孔教の發した指示には、被害實態の調査の際の未被災田土の登録についての次のような部分が含まれる。

明開一圩中某人熟田若干・佃戸某、某人熟田若干・佃戸某、……夫荒熟既盡得實、則饑民大略可知矣、此即可與籍

飢民之法並行而不悖（崇禎松江府志・卷一三・荒政・萬曆戊申・撫臺懷魯周公疏略・檄行一）

これは、未被災田⇨熟田の調査の場合の指示であるが、田土の所有者とその田土を耕作する佃戸の姓名とを必ず明記させる仕方は、被災田⇨荒田の調査の場合にも當然應用されるのであり、地主と佃戸を區別して調査・登録する方式が採用されていたことを意味する。調査・登録にもとづく具體的な救済措置についても、「有田者」と「無田者」との區別のあったことを、陳繼儒は一七世紀前半期の通例として述べている。

如銀賑・米賑・粥賑、此爲無田者而設也……如蠲免・如改折・如停徵・帶徵、此爲有田者而設也（崇禎松江府志・卷一三・賑荒諸議・禁張皇）

もちろん、「有田之家」「有産之家」「有田者」は、嚴密には、他人の勞働を搾取する地主のみに限定されるものではなく、原理的には自作の直接生産者を含む。同様に「無田之家」「無産之家」は必ずしも佃戸ではない。しかし、先に述べた松江府知府喻均の「無田之家」に對する救済措置の冒頭に、利子と並んで私租の減額があげられていたことからしても、「無田之家」「無田者」の多くが地主の土地を耕作する佃戸であり、同じ喻均が百戸の「無田之家」に對比していう一戸の「有田之家」が、多くの場合、佃戸の勞働を搾取する地主であることは明らかであろう。明朝國家の救荒制度の前提とする「有田」「無田」の區別の中には、地主と佃戸との區別が包含されていたと考えられるのである。従つて、地主佃戸關係に直接介入して、地主が佃戸に強制する債務履行や租米徵收を規制しようとする國家の措置は、地主佃戸關係、地主的土地所有そのものの基礎にふれるものではない。このように考えると、國家の地主佃戸關係への直接介入による救済方式と「田主賑佃戸論」をとる郷紳・士大夫階級の救済方式は、いずれも地主佃戸關係の確立下における方式としての共通性をもっているのである。「田主賑佃戸論」の方式は、郷紳・士大夫階級のもつ地主制の矛盾と階級的危機に對する認識の鋭さを反映して、國家の方式との方法上の差異を生じてはいるが、彼らはもちろん決して國家と敵對するものではない。

事實、郷紳・士大夫階級は國家機構ときわめて密接な連絡を保ち、これを最大限に利用しようとしている。彼らは國家の地主佃戸關係への直接介入措置には反對しながら、自らの志向する舊來の地主佃戸關係の維持のためには相應の國家の介入を必要としていた。皮肉にも、個々の地主が確實に個々の佃戸の生活と生産を掌握し、個々の地主に對する佃戸の依存と從屬がより強固なこの舊來の關係、従つて他の地主はもとより、あらゆる第三者の介入を拒絶すべきこの關係を維持するために、郷紳・士大夫たちは、結局、第三者たる國家の介入を必要とせざるを得なくなつていたのである。彼らが自己の見解の實施を、書簡を通じて、首席大學士、巡撫、巡按監察御史、知府など、國家の各級の官僚に依頼し懇請していることは、この事情をよく示している。たとえば、徐階は、個々の地主が各自その佃戸を救済するように指示することを、巡按南直隸監察御史呂沃洲に依頼しなければならなかつた（前掲「復呂沃洲」）。陳繼儒の提唱した、個々の地主が各自その佃戸を救済する方式においても、佃戸が地主から借りた「工本米・性命米」を期限内に返還しなかつた場合には、地主は「官に告げて究追」してもらわなければならないとされていた（前掲「田主賑佃戸」）。さらに佃戸が「舊例」として「工本米」を地主から借りだせるようにするためにも、陳繼儒は、松江府知府にその口きき方を懇請しなければならなかつた（前掲「復陶太守救荒書」）。郷紳・士大夫は、自ら「痛癢相關」、「相資相養」と稱するいわば、水いらずの地主關係の維持を圖るに際しても、他者である國家のさまざまな介入措置を必須の條件としていたのである。

國家の側からも、當時、郷紳士大夫階級擁護の意向がきわめて卒直に表明されることがあつた。萬曆三十六年（一六〇八）の大洪水に際して、被災者への救済資金の醸出を「郷紳先生」・「三吳の富民」に呼びかけた、江南巡撫周孔教の檄文の第一項がそれである。

每見荒年一番兇報、閩邑騷然、姦民乘之、攘臂而起、致令富家巨室、人人自危、……夫請鑄・請賑、禁搶奪、禁強借、本院之保護富豪、不遺餘力（萬曆戊申・撫臺懷魯周公疏略・檄行十三・前掲）

檄文の趣旨を徹底するための修辭の部分ではあるが、郷紳・士大夫階級の運命をかけて盡力する國家の官僚の姿勢を讀

みとることができよう。一六世紀の半ば以降の社會の諸矛盾、とくに地主佃戸間の階級矛盾・階級闘争の激化の中で、王朝國家の官僚機構は、地主階級、なかならず郷紳士大夫階級の支配機構としての性格をより鮮明にあらわしてきたのである。

b 一八世紀に至る清朝國家の場合

以上述べたように、地主佃戸關係への直接介入方式においても、「無田者」・佃戸を「有田者」・地主から區別した救済措置においても、地主佃戸間の矛盾の緩和を志向する郷紳・士大夫階級とその官僚機構との関連においても、明朝國家の救荒制度・政策が、とくに一六世紀半ば以降、地主佃戸關係と結びついていたことは明らかであるが、一七世紀の四〇年代から明朝の國家機構を繼承した清朝の救荒制度・政策は、地主佃戸制との結合をいっそう發展させた。

一七世紀の半ば以降も、地主と佃戸との階級矛盾は、抗租運動の形態を通じて、さらに顯著となる。小山正明は、江南に關して、「清初に至り、佃戸の地主に對する抵抗力は劃期的な強さを示すようになった」と述べ、以後一八世紀に至る抗租運動の普遍化を示す多くの資料を提示した。^⑤また、周藤吉之は、彼のいう「清代中期」、一八世紀の、とくに華南華中における抗租運動の昂揚を清實錄によりつつ明らかにしている。^⑥小山、周藤は、ともに乾隆一〇（一七四五）に、江蘇巡撫陳大受が「吳中の抗租は久しく錮習となる」と認めたことを重視している。清朝國家の、災害時における佃戸に對する救済規定が完備されていくのは、まさに「抗租が錮習とな」ったことを江蘇巡撫が承認した一八世紀の半ば前後のことである。以下の叙述では、清朝の救荒制度・政策、いわゆる荒政における佃戸の位置を姚碧の著した「荒政輯要」を通じて明らかにし、あわせて清朝の荒政と地主佃戸關係との結合のありかたにふれる。

姚碧は、江南の中心地松江府華亭縣に育ち、一八世紀の前半、乾隆の初年頃から約三〇年にわたり、浙江省各地で幕友として幾多の地方官を助け、行政の實務にあたった人物である。乾隆三三（一七六八）に刊行されたその「荒政輯要」は、清朝支配下の中國に數多い荒政を主題とする書物の中でも、もっとも豊富に、同時代の諸規定や實務上の手續を收録した

ものである。そこには、單に彼の勤務した浙江省のみならず、しばしば「江浙各省」「江浙地方」と冠せられた規定や手續が收録されているように、江蘇省における制度・政策も反映されている。乾隆二〇年（一七五五）、彼の幕友としての活動期に江蘇省が制定した「被災撫卹事宜六條・查賑事宜三九條・勸災事宜一六條」は、浙江省及び他の多くの省のならうところとなったといわれる。^④ このことをあわせて考えると、姚碧の「荒政輯要」には、ひろく江浙、江南を中心に、全國的規模における清朝の荒政のありかたが反映されているといえよう。^⑤

「荒政輯要」の内容でもっとも注目すべきものは、姚碧がすべての災害救済措置の中で緊急順位の第一位に置いているところの被災の田土及び農民家族の實態調査―勘災と、被災戸のうちの貧戸への米・銀の給與―賑卹（賑濟）とに關する部分（ともに卷一・災賑章程所收）であり、その中でもとくに後者、貧戸への米・銀の給與のために行なわれる極次兩貧戸の査定をめぐる箇所である。姚碧は、彼が緊急順位の第二位に置いた税糧納入の減免―蠲免と納期の繰延―緩徵とについての諸規定・手續を收録した卷二・蠲緩章程において、賑卹を蠲免と對比させて、次のように述べている。

查、江浙地方、農多土瘠、鄉民多向富戶佃田耕種、歲還租息、數有一定、如佃田成災、向來州縣辦理、將錢糧蠲與業主、賑卹給與佃戶、事屬均平

すなわち、貧戸を對象とする救済措置としての米・銀の給與―賑卹は、姚碧によって佃戸を對象とするものとして大きく概括されているのである。賑卹の對象戸としての極次兩貧戸の査定について検討すべき理由がここにある。

「荒政輯要」・卷一・災賑章程に收録された、極貧戸、次貧戸の査定基準は次のとおりである。この基準は、姚碧によれば、浙江省の歴代の查辦章程（調査規定）にもとづいたものであるが、先に述べた理由から、江蘇省の規定とも關連をもち、從つてひろくいわれる江浙地方、または江南地方に適用されたものと見られる。

一、災戸極貧次貧、應酌中分別、如災戸内、有田地雖被災傷、另有山場・果木・柴炭・漁鹽各種花息、并有手藝生業、以及有力之家、一概不准開報外、

應將被災貧民、並無己田、又無手藝營生・山場別業、佃種田地十五畝以下、及雖有己田、而爲數不及十畝、自耕自食、

各被災八九分者、准其列、作極貧、

如己田十畝以下、自耕、被災六七分、及己田十畝以上至二十畝、自耕、被災八九分、

并佃田十五畝以上、被災六七分者、

准其列、作次貧、

其業戶己田出佃者、自係無籍耕種爲活之人、已得蠲緩、不許入賑冒混者、應嚴查刪除、

一、如災戶內、有己田、自耕、十畝以上至二十餘畝、及佃田十五畝以上、被災六七分家、有老病父母・幼少子女、此種貧戶、雖豐收、尙不敷用、今被災更屬可憫、

應列作極貧、

又如災戶竝無己田、亦無己屋、佃田成災過半、家口繁多者、

并外鄉新遷、耕種全荒、無力傭工者、

亦應定爲極貧、

雖無己田、尙有房屋・牲畜、佃田全荒者、

雖無己田己屋、佃田半收、家口無多者、

自種己田、僅止數畝、雖未全荒、而家口多者、

塔寮居住耕種外鄉別邑民人、佃田荒蕪過半者、

俱應列作次貧、

又如佃田四五畝、雖被全荒、而係單身壯丁、能傭工度活者、應不准入冊、

總在地方官、臨時細加察看情形、平心辦理、俾無遺無濫耳、

査定の對象からあらかじめ除外されるものは、その所有乃至耕作する田土が被害を受けても、別に山場（やま）、果木（果樹）、柴炭（薪炭）、漁鹽（漁業、鹽業）など各種の花息（収入）があるもの、生計を営むに足る手工業があるもの、多くの資産と奴僕などの隷屬的な自家勞働力のあるものである。これら以外の被災した「貧民」、「貧しい農民家族」から極貧戸、次貧戸が査定される。

極貧— a

1 自己の所有地が無く、生計を営むに足る手工業や別の資産が無く、一五畝以下の他人の土地を佃種し、被災の程度が八—九割のもの。

2 自己の所有地をもつが、一〇畝以下であり、自己の勞働力で耕作して生計を立てており、被災の程度が八—九割のもの。

次貧— a

1 自己の所有地が一〇畝以下で、自己の勞働力で耕作し、被災の程度が六—七割のもの。

2 自己の所有地が一〇畝以上二〇畝までで、自己の勞働力で耕作し、被災の程度が八—九割のもの。

3 一五畝以上の他人の土地を佃種し、被災の程度が六—七割のもの。

以上のように極貧戸、次貧戸を査定する原則的な基準が定められるが、この基準で處理しきれないような多様な状況の下にある農民家族については、別にいくつかの基準が設けられる。

極貧— b

1 一〇畝以上二〇餘畝に至る土地を所有して自ら耕作するか、一五畝以上の土地を佃種するもので、被災の程度が六—七割の場合であっても、老年の病んだ父母と幼少の子供をかかえているもの。このような貧戸は豊作であっても生活を

まかないきれず、被災すればさらに「憐む」べき状態にある。

- 2 自己の所有地が無く、自己の家屋も無く、佃種している土地の被災の程度が五割以上で家族数の多いもの。
- 3 外郷から新たに移住したばかりで、耕作地が全部被災し、傭工に出る労働力の無いもの。

次貧―b

- 1 自己の所有地は無いが、家屋、家畜は所有している場合でも、佃種している土地が全部被災したもの。
 - 2 自己の所有地も自己の家屋も無いが、佃種している土地で五割の收穫があり、家族数の多くないもの。
 - 3 自己の労働力で自己の所有地を耕作しているが、わずか數畝で、全部被災してはいないが、家族数の多いもの。
 - 4 他人の小屋に同居して耕作している他郷他縣の農民で、佃種している土地の被災の程度が五割以上に達したもの。
- 他に二つの附記がある。第一は、土地所有者であつて自分の土地を他人に佃種させている場合は、自己の耕作労働によつて生計を立てているものではなく、すでに税糧の減免措置を得ている以上、賑卹を受けることを認めないということ。
- 第二は、四―五畝の他人の土地を佃種し、全部被災した場合でも、獨身の壯丁であり、傭工によつて生計を立てることができるものは除くこと、これら二點である。

こうした極貧戸・次貧戸の基準を運用して査定された農民家族に對して、賑卹が、すなわち一定期間の米・銀の給付が行なわれるのである。

それでは、右の査定基準は、果たしてどのようなしかたで、佃戸たる農民家族と、さらに地主佃戸關係と結びついているのであろうか。

査定基準の一つの柱は、土地所有の有無、または所有規模の大小である。第二の柱として、土地所有の有無・規模にかかわらず、經營規模の大小がある。さらに第三の柱として、耕作に従事する労働力が自家族の成員のものであるのか他人のものであるのかという點があげられる。極貧、次貧とそれ以外の農民家族との區別、乃至極貧と次貧との區別は、ま

ず、この第一、第二、第三の柱を基準とし、それらに被災の程度を組みあわせて行なわれる。こうして、ひとまず區別Ⅱ査定をしてふるいにかけたあと、残りの農民家族について、さらに、家屋所有の有無、家畜所有の有無、扶養家族の有無多少、なかでも老人幼児などの有無多少、成年男子の労働力の有無などの柱と、被災の程度とが組みあわされて、極貧、次貧の農民家族が査定される。

ここでは、土地所有、非所有が、極次兩階層の貧戸と他の農民家族とを、また極貧と次貧とを分つ唯一の基準ではない。極次兩階層の貧戸即土地を所有せぬ佃戸とはいえず、また極貧戸即土地を所有せぬ佃戸ともいえない。(ごく小規模の土地を所有し、同時に他人の土地を佃種している半自作農民は、「荒政輯要」の査定基準ではふれられていないが、今、基準の性格を考える上では、論理的にも捨象してよいと思われる)。すなわち、極貧の場合は一〇畝、次貧の場合は二〇畝の土地を所有する自作の農民家族も含まれるのである。従って、右の基準によって査定される極次兩階層の貧戸とは、さらに極貧戸とは、厳密にいえば、他人の労働力を用いず、自家族の労働力のみによって小規模の土地を經營するところの、被災した直接生産者農民家族である、といちおう概括することができる。このことは、右の査定基準と同じく「荒政輯要」・卷一・災賑章程に収録された次の事例にも共通するところである。浙江省で乾隆一六年(一七五二)の旱災以來、つねに行なわれるようになった種もみ用の穀物(籽本)の給付の基準の内容のことである。

按籽本穀石、係自種者、給與業戶、佃種者、應賑給佃戶、每石折價一錢

すなわち、種もみ用の穀物の給付は、土地所有の有無を基準として行なわれるのではなく、現實に自家の労働力で耕作しているかどうかが基準であり、土地所有者Ⅱ業戶が自から耕作している場合には業戶に、佃戸に耕作させている場合には佃戸に給付することがたてまえとなっていた。^⑧同様の考え方は、極次兩階層の貧戸の査定基準の附記の、「自己の耕作労働によって生計を立てているもの」を重視する叙述にもうかがえる。そこでは、農民家族を「單位とする農業労働力の再生産の確保が賑卹の目的であることが示唆されていた。

もし極貧戸、次貧戸の特徴がこのように概括されるとすれば、清朝國家權力は、中國の傳統的專制王朝として、貧窮せる農民家族一般に對して一定のいわゆる「恩惠」―例の「加惠元元」などという表現に代表される―を與えようとしたのであって、佃戸という特定の階級をとくに對象としたものではない、という評價もできよう。同時に「荒政輯要」が清朝の荒政の中でもっとも緊急なものと規定した賑卹＝賑濟は、極次兩貧戸の査定基準のみをみるかぎり、一〇世紀以降の主要な生産關係としての地主佃戸制と直接的には對應しない、とすることも可能である。たしかに、清朝國家の賑卹對象戸は、以上の分析によれば、一個の再生産單位としての農民家族のうちの貧窮戸であり、對象戸としての極次兩階層の貧戸の査定基準は、歴代の專制王朝が傳統的に採用してきた原則、すなわち、階級・階層を超越して農民家族一般を把握しようとする原則を反映している。

しかしながら、先述したように、すでに十四世紀後半に創建された明朝國家は、當初から「有田戸」「有産者」と「無田戸」「無産者」の分立を前提とした災害救済政策を實施しており、一七世紀前半期には、被災戸に對する米・銀の給與―賑卹は、「無田戸」のための政策として位置づけられていたではないか。農民一般を支配する原則が、賑卹對象戸としての極貧戸、次貧戸の査定基準の形式として反映されていたとしても、問題は、その形式とからみあいながら査定基準の實質を規定しているものが何か、ということである。

この際、參考されるべきことの一つは、災害のたびごとに、極次兩貧戸査定の資料作成のために行なわれる被災の田土と農民家族の實態調査の特徴である。すなわち、「荒政輯要」・卷一・災賑章程によれば、調査に際しては、田土については、他人によって佃種されているかどうか、農民家族については他人の田土＝土地を佃種しているかどうか、その佃種の規模はどれだけかが、必らず登録されねばならなかった。そして、この點での調査の嚴密を期するために、魚鱗圖冊にもとづく頃畝分數冊、烟戸冊にもとづく戸口冊が作成されるほか、これら二種類の帳簿に登録された調査結果をより正確なものとするために、歸戸冊及び外庄佃戸冊というさらに二種類の帳簿が作成されることとなっていた。調査のこうし

た特徴は、被災の農民家族の中から、極貧戸、次貧戸を査定するにあたっては、所有する土地の有無・多少がもつとも重要な基準として運用されたことを豫想させるのである。この豫想の一つの証明は、「荒政輯要」・卷一・災賑章程の中に附加的に収録されている、貧窮の生員に對する賑卹の査定基準の内容である。

向來州縣貧生、例由教官查造大小戸口極次冊、……大概以竝無田產者、爲極貧、無多田畝・被災者、爲次貧、ここでは、たしかに土地所有と非所有、または所有の多少が決定的な基準となっている。しかしながら、右の豫想を農民家族の階級的・階層的區別に即して證明するためには、いまひとつの關連資料を援用することがよりふさわしい。

清朝支配下の中國では、姚碧の「荒政輯要」と同名の異本が、嘉慶一〇年（一八〇五）に出版されている。これは、乾隆三十六年（一七七二）の舉人で、嘉慶八〜十一年（一八〇三〜一八〇六）の間、江蘇巡撫をつとめた汪志尹が在任當時に編纂したものであり、以下「汪本荒政輯要」と呼ぶ。その第三卷は、汪志尹と同時代の各省の災害救済規定や汪志尹自身の見聞を參考として書かれているが、主として依據したのは、一八世紀の半ば、乾隆二〇年（一七五五）前後に退官するまで江蘇布政使であつた彭家屏が在任時に刊行した「災賑章程」であつた。この「章程」が、浙江省ならびに全國各省に大きな影響を與えたとされる前掲の江蘇省制定の災害救済にかんする規定と同系統のものであることは、刊行者彭家屏の在任年代からしてもほぼ明らかである。従つて、この「章程」とそれをふまえた「汪本荒政輯要」の第三卷は、一八世紀の半ば前後の浙江省の諸規定・手續にもとづく姚碧の「荒政輯要」とも深い關連をもつであらう。

「汪本荒政輯要」・第三卷・「查賑事宜」における極貧戸、次貧戸の査定基準に關する規定には注目すべきものがある。

一、貧民當分極次、全在察看情形、如產微力薄、無擔石、或房傾業廢、孤寡老弱、鵠面鳩形、朝不謀夕者、是爲極貧、如田雖被災、蓋藏未盡、或有微業可營、尙非急不及待者、是爲次貧、

「飢え疲れ瘦せ衰え、その日の暮しの目途も立たないもの」（鵠面鳩形、朝不謀夕者）とか、「たくわえはまだあるがなんとか仕事をやっていて今すぐにはというわけではないもの」（蓋藏未盡、或有微業可營、尙非急不及待者）という表現か

らも明らかなように、ここでは、貧窮した農民一般が極次の「貧民」とされ、所有する土地の有無多少に關する明確な量的限定はない。その意味では、この「汪本荒政輯要」の極次貧の査定基準は、「荒政輯要」のあの査定基準が一面ではもっていた、多元的な、またその故に特定の階級と直接には關連しない、という性格と軌を一にしている。しかし、この一般的な規定は、それにつづくいくつかの規定により具體化されているのであり、その中の一つに次のようなものがある。

一、業戸之田、類多佃戸代種、内如本係奴僕雇工、原有田主養贍者、毋庸給賑、如係專靠租田爲活之貧佃、田既荒、業主又無養贍、並查明極次、及所種某某業主之田、按其現住災地、分數給賑、不得分投冒領、

土地を所有する業戸の田は、ほとんど佃戸が代つて耕作している。そのうち、奴僕、傭工など、もともと田主（業戸のうちの地主）が扶養しているものに對しては、賑卹を行なう必要はない。もし専ら他人の土地を借りて耕作し、生計を立てている貧しい佃戸であり、その土地（田土）が被災し、業主（先の田主と同じく、ここでは地主の意）が扶養しないものに對しては、極貧・次貧の別と佃種しているのがどの業主であるかとを調査して、現住する被災地において應分の量の給與を行なう。戸を分割して不正受領してはならない。大意は以上のようなものである。この規定では、土地が、多くの場合自分の勞働力によってそれを實現しようとする自作、自小作農民の所有に屬するものではなく、他人の勞働力によってそれを實現しようとする地主的土地所有のもとにあるという前提が置かれる。その上で、まったく自己の土地をもたず専ら他人の土地を耕作し地代を搾取されつつ生計を立てている純粹の佃戸が、極貧、次貧の査定を受けて賑卹―米銀の給付の對象者となるべきものとされているのである。査定の基準として土地所有の有無が決定的なものとされ、極次兩階層の貧戸と他の農民家族とが區別されているのである。「汪本荒政輯要」のこの規定は、「荒政輯要」の多様な査定基準、少くとも基準の三つの柱の中でも、土地所有の有無多少がもっとも重要なものではないか、という先の豫想を裏づけるものである。

すでに述べたように、「荒政輯要」の第二卷・蠲緩章程も、「江浙地方」における地主佃戸制の發達と多數の農民が佃戸として地主の土地を耕作していることを認めていた。土地所有の有無多少をもっとも重要な柱として基準が運用され

ば、極貧戸、次貧戸として査定されるものは大部分が佃戸となり、佃戸が賑卹の主対象となるのは當然であろう。従つて、この時点では、佃戸であれば、被災時には賑卹され、米・銀の給付を受けるといふ事例が固定化し、一つの制度と化してきていたのである。そして、賑卹關係の事務にたずさわる州縣の胥吏が、佃戸の名を借りて米・銀の不正受給を企てるようなことさえ生れるに至る。

并書役明知、佃田成災、向係賑給佃戸、遂將佃戸姓名、無數捏造、則佃戸與災戸、又較多數倍（『荒政輯要』・卷一・災賑章程）

書役によつて佃戸の姓名が捏造され、被災戸の數倍に達する佃戸の數が賑卹対象として登録されるという事態である。このように見ると、一八世紀における清朝國家の救荒制度・政策においては、「有田」の農民家族と「無田」の農民家族の分立が前提とされており、一七世紀に至る明朝國家のそれが繼承されていることが、改めて確認される。と同時に、關係する文書の上で、「佃田」「佃戸」という呼稱が普遍的に用いられたことが示すように、清朝國家の救荒制度・政策においては、右の分立が「地主」と「佃戸」との分立として、いっそう強く地主佃戸關係と結合した區別として前提されるようになっているのである。とくに、賑卹のための極貧戸、次貧戸の査定基準は、形式的には、さまざまの階級・階層を網羅した貧窮農民一般を対象としたものでありながら、その實際の運用の中では、とくに佃戸という特定の階級を選択する役割を果たしていた。そして、こうした一八世紀の清朝國家の救荒制度・政策の特徴から次のような豫測がなされうる。すなわち、一面では直接生産者農民を農民一般として把握・支配する原則を採用しながら、他面では、事實上佃戸という特定の階級を把握・支配するという一〇世紀以降の諸專制王朝の中でも、清朝國家は、相對的に、佃戸の把握・支配の機構としての側面をもっともあらわにもっているのではないか、ということである。

むすびにかえて

一八世紀の清朝國家の救荒制度・政策が地主佃戸關係と密接に結合し、救荒制度・政策を通じて、清朝國家が直接生産農民の把握・支配を佃戸という特定の階級の把握・支配として認識せざるを得なかったことが明らかになるとすれば、そのことは、一八世紀における地主佃戸關係の特徴とどのようなかわりをもっているものであろうか。こうした課題の解決については、さまざまな立場から中國近代の歴史的前提條件を明らかにするために續けられてきた一七、八世紀の基本的生産關係をめぐる二十年來の研究史の總括が必要であり、本稿で用いた一六—八世紀の荒政にかんする素材のみにしても、一〇世紀以降の同種素材ともあわせてなお幅廣い検討が加えられねばならないだろう。ここでは「賑卹」というごく限定された分野における若干の論點を提出するとともに、それを以て本稿全體のいとおうのしめくりとしたい。

先に引用した「汪本荒政輯要」・卷三・查賑事宜の規定には注目すべき問題點が含まれていた。すなわち、地主の土地を耕作している佃戸を二分し、本來奴僕・雇工という身分に屬していて隸屬度が高く、地主の扶養を受けているものと、専ら他人の土地を借りて耕作し生計を立てている貧しい佃戸とを區別して、後者の佃戸を賑卹の對象としている點である。本稿Ⅱで述べたように、一七世紀前半期までの江南地方では、奴僕のような身分的隸屬關係に置かれていなかった一般の佃戸に對しても、平時には「工本米」（松江府）、「隨田米」（嘉興府）などと呼ばれた米を、相對的に低い利息で貸與し、災害時には「性命米」（松江府）又は白米（嘉興府）を貸與するという慣行が、比較的近い過去のこととして（松江府）、又は現實の地主の施策として（嘉興府）、記録の上にあらわれていた。しかし、「汪本荒政輯要」が一八世紀半ば頃の江浙、江南地方の事態を反映しているというほぼ確實な推定をふまえて、卷三の右の規定の意味を敷衍すれば、江南において一七世紀の前半期まではその名残りをとどめていた、個別的な地主による個別的な佃戸の「救濟」慣行、すなわち、地主の佃戸に對する「保護」、佃戸の再生産の「保障」慣行は、一八世紀の半ば頃においては、消滅しつつあり、

従つて、一八世紀半ば頃の江南における地主佃戸關係は、一六、七世紀以前のそれとは異なつた特徴をもっているということが出来るのではないか。個別的な「保護依存」をたてまゑとする、本稿のいわゆる舊來の地主佃戸關係は、はつきりと過去のものとなり、佃戸はより「自由」な状態の下に放置されて生産活動を行なわねばならなかつたと考えられる。もしそうであるならば、一八世紀中年の清朝國家が佃戸という特定の階級を、一七世紀前半期以前の明朝國家に比べて、より具體的に抽出し、災害時の佃戸への賑卹—米・銀の給與規定を制度的に完備したことは、個々の地主が放置した佃戸を、清朝が彼らに代つて「保護」しようとしたことを意味するのである。

それでは、清朝國家のこのような佃戸への「保護」、その再生産の「保障」制度の整備乃至體系化は、佃戸への眞の保護、保障を目的としていたであらうか。かかる整備乃至體系化は現實にはどのような役割を果たしたであらうか。この點の検討に際しては、「荒政輯要」の例言が、荒政の中で第二番目に緊急なものとしていた蠲免、すなわち地丁錢糧の減免のありかたを見なければならぬ。なぜなら、前掲した「荒政輯要」・第二卷の引用文では、この蠲免こそ、地主のための救済措置として明記されていたものであり、清朝國家の地主への保護のありかたを示すことによつて、佃戸への「保護」のありかたとの對比を表わすからである。ごく基本的なことのみにて、清朝國家は、乾隆帝の即位した雍正一三年（一七三五）以來、蠲免を通じての地主に對する保護を強化した。「荒政輯要」、及び「汪本荒政輯要」がともに引用する同年一二月壬午の勅諭は、要旨以下のような命令を下している。一三世紀末以來の各專制王朝の事例にならつて清朝國家が行なつてきた、災害時における地主の錢糧の減免にともなう佃戸の私租の減免方式の變更である。その第一は、形式的にもせよ、從來國家が行なつてきた各地主に對する、私租減額かたの強制を中止し、私租の減額は各業戸〓地主に勸諭する、おすすめるものであるとし、地方官に對しても決して地主に強制してはならない、とした點である。第二は、從來私租の減額について、たとえば錢糧蠲免額の一〇分の三という特定の比率を限定していたが、この枠を外し、いっさいの限定を廢してあくまでも地主の自由裁量—恣意にゆだねた點である。第三は、それまでとくに明言されなかつたことであ

るが、私租の減額に關する勅諭を理由として佃戸が抗租を行なうことをあらかじめ想定して、その禁止を強く指示した點である。以後一八世紀の末年までしばしば行なわれた錢糧の減免に際して、清朝國家は、私租の減額については、この勅諭の内容に沿った指示を行なっている。

一八世紀の清朝國家の荒政における蠲免の特徴が、右の勅諭の内容に集約されているとすれば、清朝國家は蠲免とその關連措置については、一七世紀前半までの明朝國家ではいまだに行なわれていたところの、個々の地主佃戸關係への直接的介入を中止し、地主の收租に對するいっさいの強制を放棄した、といえる。しかも、他方、賑卹については、かつて明朝國家の直接的介入に批判反對した郷紳・士大夫たちすら、個別的地主の手によって行なうべきものであるとしていた佃戸に對する「救濟」を、清朝國家自體が佃戸への米・銀給付制度の整備乃至體系化を行なうことによって、従前よりも廣汎な地主の肩代りをつとめようとした、と考えられるのである。すなわち、一八世紀の清朝國家は、一方では地主の收租權を強く保障し、他方では地主の佃戸「救濟」・再生産維持のための負擔を軽くするという形態で、地主的土地所有の保護と地代搾取の保障を行なおうとした、ということができる。一七世紀の半ば以後いっそう盛んとなり、一八世紀においては「久しく錮習となる」とさえいわれた抗租運動の普遍化に際して、その基底をなす舊來的地主的佃戸關係の變動に對應するためには、地主的土地所有を保障する集權的專制國家の機能がより全面的に發揮されねばならなかったのである。

註

- ① 陳恒力編著・補農書研究・第五章・分區治水與改造自然
- ② 陳龍正・幾亭全書・卷二五・政書・鄉籌三・庚午急救春荒事宜。同・幾亭外書・卷四・鄉邦利弊考・救饑法十五條・附張掛散米告示式六、又附各區佃戶告示式七。
- ③ エンゲルス・『ドイツ農民戰爭・一八七〇年第二版への序文』（マルクス・エンゲルス選集・第十六卷）
- ④ 日知錄・卷十・蘇松二府田賦之重
- ⑤ 北村敬直・明末清初における地主について・歴史學研究・一四〇號、古島和雄・明末長江デルタ地帯における地主經營・歴史學研究一四八號、小山正明・明末清初の大土地所有（一）、（二）・史學雜誌・66編12號、67篇1號、陳恒力・前掲書。なお、より廣範圍な時期と地域を對象とし、同じ課題を追究した中國の諸研究、すなわち傅衣凌・明清農村社會經濟、李文治・論清代前

期的土地占有關係・歴史研究・一九六三年第五期、魏金玉・明清時代農奴的地位・同上などについても、同時に検討を加えていきたい。

- ⑥ 明初江南の官田について・東洋史研究一九卷三、四號、一六世紀前半太湖周邊地帯における官田制度の改革・東洋史研究二卷四號、二二卷一號、一五世紀前半太湖周邊地帯における國家と農民・名古屋大學文學部研究論集・三八、一四世紀後半浙西地方の地主制に關する覺書・名古屋大學文學部研究論集・四四など一連の拙稿。これらも全面的な自己批判が必要である。

- ⑦ 本稿は、昨年九月に提出した拙稿「明末の江南における『救荒論』と地主佃戸關係」(高知大學學術研究報告・第一七卷・人文科學)、本年一月に提出した「一八世紀における荒政と地主佃戸關係」(高知大學教育學部研究報告・第一部・第二二號)を集約したものである。集約にあたっては、論點をより明確にするために構成を變更し、一面では省略、一面では増補・改訂を行なった。なお、本稿とともに、印刷中のこの二つの拙稿を参照していただければ幸甚である。

- ⑧ レーニン・『貧農に訴える』・全集第六卷

- ⑨ この抗租の評價については、田中正俊・民變・抗租奴變(筑摩世界の歴史・11)、小山正明前掲論文を参照。

- ⑩ 細野浩二は、昨年、⑦でふれた拙稿「明末の『救荒論』と地主佃戸關係」の作業準備中に、「明末清初江南における地主奴僕關係―家訓にみられるその新展開をめぐる―」(東洋學報・50卷3號)を發表し、その中で徐階のこの一文を紹介して、筆者に大きな示唆を與えた。細野は、徐階が設定した「相資相

養」から「相猜相讎」への變化を「身分秩序體系」の變化としてとらえ、「地主と被從屬農民の具體的生產關係の在り方を窺う指標」の一つとして、この變化を重視している。筆者も、細野の一〇世紀以降を中世とする時代區分は別として、この變化の意義は少くないと思う。というのは、細野がいうところの「相資相養」的地主佃戸關係の内容は、筆者が「一四世紀後半浙西地方の地主制に關する覺書」で考察した明初の地主佃戸關係のそれと共通する點が多いからである。

- ⑪ 陳龍正は彼自身が行なった災害救済に關する豊富な記録を遺しているが、本稿の以下の叙述では、ここに挙げたものの他、幾亭全書・卷二三・二六・政書・鄉籌一・四、幾亭外書・卷四・鄉邦利弊考・救饑法一五條をひろく参照した。

- ⑫ 古島和雄・補農書の成立とその地盤・東洋文化研究所紀要第三冊

- ⑬ 本文及び註⑪で示した諸記録による。

- ⑭ 正しくは、應天巡撫と稱すべきである。

- ⑮ 小山正明前掲論文

- ⑯ 周藤吉之・清代前期に於ける佃戸の田租減免政策・經濟史研究・三〇卷四號

- ⑰ 清實錄・乾隆十年七月己亥

- ⑱ 清國行政法・第一編・內務行政・第一章・救恤

- ⑲ 姚碧著の「荒政輯要」についての詳細は、近く刊行される高知大學教育學部研究報告・第一部・第二二號所載の拙稿「一八世紀における荒政と地主佃戸關係」を参照。なお、「アジア歴史辭典」には藤井宏による本書の解題がある。

②① 一般に、災害發生後、地方の州縣官はただちにその事實を中央へ報告し、一方で詳細な被害程度の調査を待たずに一ヶ月分の食糧を管下のすべての「貧民」に給付すべきことが義務づけられている。これは△正賑▽と呼ばれる。調査完了後、被害の程度が五割（成災五分）に達した「貧民」には、極貧、次貧の別なく、次の播種期の食糧が貸與される。被災の程度が六割（成災六分）以上の場合は、極貧、次貧の別、及び被害の程度に応じて特定の期間中、米及び銀が給付される。これは△加賑▽と呼ばれる。「荒政輯要」は、乾隆五年（一七四〇）の定例によって△加賑▽としての米・銀の給付期間を次表のように規定している。

被災の程度		極貧	次貧
6割	1ヶ月	——	——
7〜8割	2ヶ月	1ヶ月	——
9割	3ヶ月	2ヶ月	——
10割	4ヶ月	3ヶ月	——

この期間に給付される額について、「荒政輯要」卷一・災賑章程は、乾隆五年の定例を示している。すなわち大口（成人）は日に米5合5勺、小口（小人）は日に米2合5勺が基準額である。（但し舊暦の小の月は減額される）。この基準額について「銀米兼放」、米と銀との二本立てで給付される（米と銀との換算率は、1石・1兩乃至1兩前後である）。なお、銀は、實際には民間で常用されている銅錢に換算して支給される。註②②の拙稿参照

②② 被災の程度が五、六、七割のものには1畝あたり3升、八、

九、十割のものには6升が支給されるたてまえであった。實際の支給に際しては、額相當分が銀に換算して支給された。註②③の拙稿参照

②③ 四種類の帳簿の各々の性格、及び相互の關連については、前述した拙稿「一八世紀における荒政と地主佃戸關係」を参照。これらの帳簿のうち土地||田土に關するものは「圩」單位に、農民家族||戸口に關するものは「村落||保甲」單位に整理されている。

②④ 汪志尹著の「荒政輯要」、本稿のいわゆる「汪本荒政輯要」、及びこれと彭家屏の「災賑章程」との關係についても、前述した拙稿「一八世紀における荒政と地主佃戸制」を参照。

②⑤ ここで二つのことを附記しておきたい。

第一は、極貧戸、次貧戸の査定基準に含まれているところの自己の土地を所有し、自己の勞働力で耕作している農民家族、いわゆる自作の農民家族に關する部分は、單に査定基準の形式をととのえるための虚構として記載されたものではない、ということである。かかる農民家族、いわゆる自作農は、一八世紀の江南、江浙地方にも現實に存在していたと見るべきであり、また右の査定基準では捨棄されている自作小作農、半自作農についても、同じことがいえるであろう。査定基準は、むしろ、こうした現實を卒直に反映していると考えるべきであろう。ただ本稿のこの箇所では、査定基準が、その運用の實際において、いかなる階層・階級の農民家族を主要な對象としていたかという點を中心にして論じているのである。

第二は、査定基準に反映されたところの、さまざまな階層・

階級の直接生産者農民を農民一般として國家が把握・支配するという原則は、清朝國家自體が崩壞するまでの長期にわたる中國封建社會における土地所有關係のありかたを考へる上で、決して捨象されるべきものではないということである。たとえば、十世紀以降の專制國家が土地所有者から徵收する公租乃至租稅、いわゆる兩稅・稅糧・錢糧などについても、それが土地所有を實現するに際して大きな影響を與へることはしばしば指摘されながら、その本質が何であるかということは、いまだに明確にされていない。いわゆる皇族的土地所有＝國家的土地所有とする封建的土地國有制論においても、廣汎ないわゆる「民田」を對象として行なわれる租稅徵收の根據は解明されていない。また、中國封建社會の租稅は、土地所有者、あるいはそのうちの地主が、土地所有乃至地主的土地所有を保持するために國家に釀出するもので、まったく地代的性質をもたないとする

積極的な主張もなされていない。さらに國家的土地所有制論にもとづく地代＝租稅として、稅糧や錢糧を明確に規定する主張もない。筆者もかつて、國家的土地支配という折衷的なカテゴリーを用いてこの問題を解こうとしたが不徹底のままに終っている。專制國家の農民把握・支配のありかたは、中國の封建的な生産様式、なかでも生産關係のどのような特徴を反映するものか、という問題はいぜんとして存在する。それはアジアにおける資本主義の形成の一環としての中國における資本主義の形成、及びその克服の過程の解明という課題の中で脱落されてはならない部分だと思ふ。にもかかわらず、たとえば筆者がそれと正面からとりくむことができていないことを恥しく思ふ。第一に指摘した自作農の問題のとりあつかいかたも、自作農の存在を含みこんだ論理を筆者が構成しえていないことを反映しているのである。